

F A X 発 信 票

平成 30 年 12 月 11 日 (月) 午前・午後 時 分 発信票含 5 枚

宮城県漁港復興推進室 御中 (FAX : 022-211-2949)
気仙沼地方振興事務所水産漁港部 御中 (FAX : 0226-22-7422)

仙台市民オンブズマン 代表 原 田 憲

(連絡先) 〒980-0021
仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
TEL 022-227-9900 FAX 022-227-3267

別紙資料 1, 2 の開示決定の件について問合せいたします。

- ①魚町防潮堤工事の施工ミスの原因が資料 3 記載の通りであると宮城県が確認したことを裏付けるものとしては、今回開示された資料のうち資料 4 の No. 1 ~ 3 のみと理解してよろしいでしょうか。
- ②資料 3 記載の施工ミスの原因のうち、設計業者と施工業者のミスについては、資料 4 の No. 1 ~ 3 の非開示部分 (黒塗り部分) に記載されている (非開示部分において、設計業者と施工業者がミスを認めている) と理解してよろしいでしょうか。
- ③資料 3 の発注者 (県) のミスについて、県の担当者から聴取した資料は存在しないということでしょうか。

以上 3 点につき 12 月 20 日頃までにご回答ください。

【 送 付 書 類 】

1. 資料 1 ~ 4

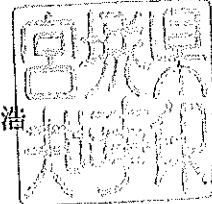
4 枚

様式第3号 (第3条関係)

行政文書部分開示決定通知書

漁復第90号
平成30年11月16日仙台市民オンブズマン
代表 原田 憲 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



平成30年9月14日付けで請求のあった行政文書の開示については、情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて行政文書の開示をすることを決定したので通知します。

行政文書の内容	別紙対象行政文書一覧のとおり
行政文書の開示の日時	請求者との調整による
行政文書の開示の場所	県政情報センター
一部について行政文書の開示をしない理由	情報公開条例第8条第1項第2号該当 対象行政文書には、法人の担当者氏名や住民の氏名等、個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。 情報公開条例第8条第1項第7号該当 対象行政文書には、交渉の事務事業に関する情報があり、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の円滑な執行に支障が生ずると認められるため
※一部について行政文書の開示をしない理由がなくなる期日	— 年 — 月 — 日
担当課(所)	漁港復興推進室 電話番号(022)211-2674(直通)
備考	

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課(所)へ御連絡ください。

様式第3号 (第3条関係)

行政文書部分開示決定通知書

気振 第2517号

平成30年11月16日

仙台市民オンブズマン
代表 原田 憲 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成30年9月14日付けで請求のあった行政文書の開示については、情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて行政文書の開示をすることを決定したので通知します。

行政文書の内容	別紙対象行政文書一覧のとおり
行政文書の開示の日時	請求者との調整による。
行政文書の開示の場所	県政情報センター
一部について行政文書の開示をしない理由	情報公開条例第8条第1項第2号該当 対象行政文書には、法人の担当者氏名や住民の氏名等、個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。 情報公開条例第8条第1項第7号該当 対象行政文書には、交渉の事務事業に関する情報があり、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の円滑な執行に支障が生ずると認められるため
※一部について行政文書の開示をしない理由がなくなる期日	一 年 一 月 一 日
担 当 課 (所)	気仙沼地方振興事務所水産漁港部 電話番号 (0226) 22-5480 (直通)
備 考	

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課(所)へ御連絡ください。

■魚町防潮流堤工事の施工ミスに至った原因と経過

- ◆設計業者：変更計画時の図面に誤表記があった
- ◆発注者(県)：行うべきチェックを怠った
- ◆施工業者：図面チェックを怠り旧基準と誤認識した

■変更要件

- 水準点改定により防潮堤の高さを22cm下げる【3】
- 利用番草根により防潮堤の高さを60cm下げる【4】

■当初計画

- 防潮堤本体の高さを3300mmに設定【1】
- 杭は当初計画どおり施工【2】

■ミス発生

- 変更計画(22cm下げる)
 - 防潮堤の高さを当初設計より22cm低く設定【3】
 - 防潮堤の高さを60cm下げたため【4】、基礎部分の高さを62cm下げ【5】、橋体の高さを3700mmに設定【6】
 ※新基準を使用した図面を作成

◎施工ミスの原因

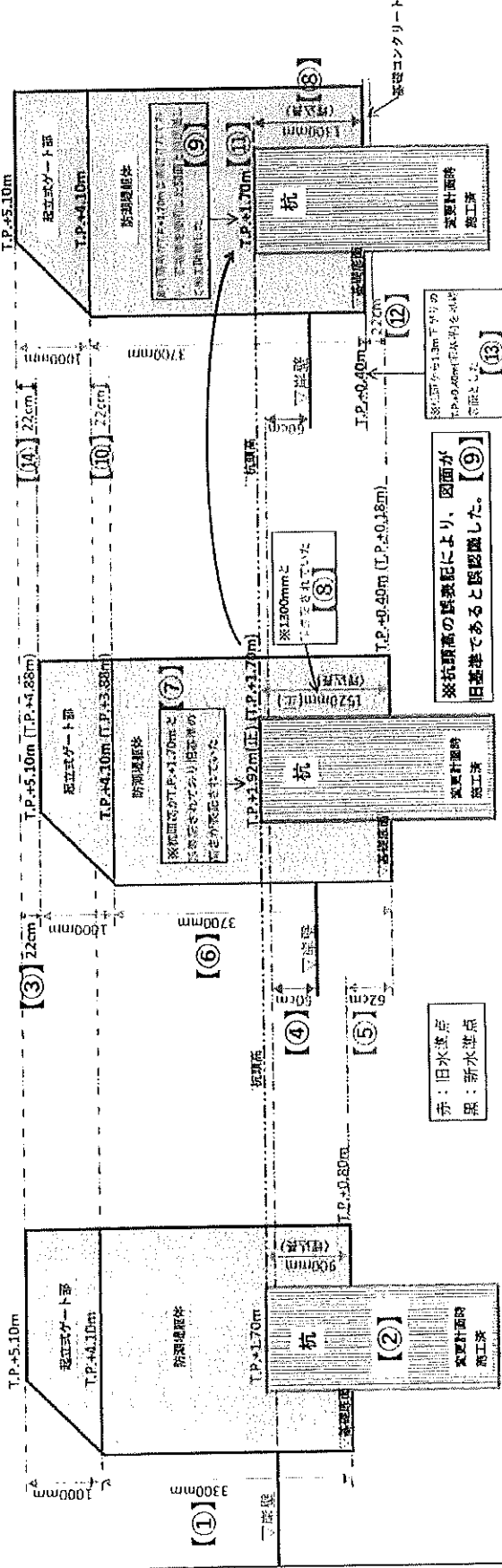
- 設計業者
 - 杭の高さをTP+1.92mと記載すべきをTP+1.70mと誤表記した【7】(旧基準)
 - 杭の埋込長を1520mmと記載すべきを1300mmと誤表記した【8】(旧基準)
 - 新基準を使用した図面であることを表記しなかった
- 発注者(県)
 - 設計業者からの提供された図面の図面のチェックを怠り、誤った図面を施工業者に提供した
 - 施工業者に対し、新基準を使用した図面である旨や変更点を明確に伝えなかった
- 施工業者
 - 施工図面のチェックを怠り、誤表記に気づかず旧基準であると誤認【9】した

■施工ミス

■実際の施工(22cm下げている)

- 旧水準点を基準(旧基準という)にしている図面であると誤認識【9】し22cm高い【10】防潮堤を造った
- 施工済であった杭頭【7】から1300mm(線)【8】下がりの、計画より22cm高い【12】TP+0.40m(旧基準)を基礎面とした【13】
- 計画より22cm高い【12】基礎面から立ち上げたため、22cm高い【10】防潮堤本体が完成した
- 計画より22cm高い【10】状態に超立式ゲートを設置したため防潮堤高は22cm高い【10】

■変更計画(新水準点)
(22cm下げる)



■実際の施工(旧水準点)
(22cm下げている)

赤：旧水準点
黒：新水準点

※杭頭高の誤表記により、図面が旧基準であると誤認識した。【9】

※図面から1.3m下がりのTP+0.40m(旧基準)を基礎面とした

対象行政文書一覧

一連番号	年月日	対象行政文書	文書補足説明	白黒枚数	カラー枚数	白黒小計	カラー小計	開示区分	非開示理由	備考
1	H30.3.12	【業務報告書】 魚町地区防溺堤(経過・現状)打合せ	関係者による事実確認①	7	0	7	0	部分開示	2号, 7号	
2	H30.3.15	【業務報告書】 魚町地区防溺堤(経過・現状)打合せ	関係者による事実確認②	11	2	18	2	部分開示	2号, 7号	
3	H30.3.20	【業務報告書】 浦町地区防溺堤(経過・現状)打合せ	関係者による事実確認③	2	0	20	2	部分開示	2号, 7号	
4	H30.4.9	【復命書】 第54回運営会議	運営会議	7	7	27	9	部分開示	2号	
5	H30.4.14	【復命書】 第28回内湾地区復興まちづくり協議会ワキング	内湾地区復興まちづくり協議会ワキング	5	11	32	20	開示		
6	H30.5.1	【復命書】 内湾地区復興まちづくり協議会地区会及び権利者説明会	地区会及び権利者説明会(魚町)					開示		
7	H30.5.1	【復命書】 内湾地区復興まちづくり協議会地区会及び権利者説明会	地区会及び権利者説明会(魚町・南町)	9	19	41	39	開示		
8	H30.5.2	【復命書】 内湾地区復興まちづくり協議会地区会及び権利者説明会	地区会及び権利者説明会(南町)					開示		
9	H30.6.22	【復命書】 第61回運営会議	運営会議	14	16	55	55	部分開示	2号	
10	H30.6.30	【復命書】 第30回内湾地区復興まちづくり協議会ワキング	内湾地区復興まちづくり協議会ワキング	12	20	67	75	開示		
11	H30.7.11	【復命書】 内湾地区復興まちづくり協議会地区会説明会	地区会及び権利者説明会(魚町)	12	20	79	95	開示		
12	H30.9.15	【復命書】 第32回内湾地区復興まちづくり協議会ワキング	内湾地区復興まちづくり協議会ワキング	31	10	110	105	開示		